

「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかつた理由に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十月三十一日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権しなかった理由に関する質問主意書

一 平成二十八年十月二十八日の国連総会第一委員会での「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」の採決に際し、わが国は世界で唯一の戦争被爆国であるにも関わらず政府がこれに「賛成」はもとより「棄権」すらしなかった理由について、「なぜ、いかなる理由に基づき棄権でもなく反対のみが唯一の手段であると考えたのか」及び「棄権とすることによって、どのような不都合が生じうる等と考えたのか」を具体的に示しながら詳細に説明されたい。

二 国連総会第一委員会での「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」の採決の前に、米国政府から日本国政府に対し、同決議に反対することを求める旨の文書が提出されていたのか。提出されていた場合は、その内容を明らかにされたい。また、日本国政府に対して同様の趣旨の対応を求めるその他の意思表示が米国政府からなされていた場合はその態様及び内容について明らかにされたい。

三 政府は、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」で求めている条約交渉に参加するのかどうかについて明確に示されたい。また、参加する場合は、どのような交渉方針に基づくこととするのか明確に示されたい。なお、参加あるいは不参加とする場合、あるいは、現時点で答弁できない等とする場合のいずれ

においても、その理由を明確に示すこと。

右質問する。